

# 平成 26 年度 石狩市教育委員会会議（10 月臨時会）会議録

平成 26 年 10 月 1 日（水）  
教育長室

開 会 15 時 00 分

## ○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
委員長 徳 田 昌 生	○		
委 員 門 馬 富士子	○		
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
教育長 鎌 田 英 暢	○		

## ○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	百 井 宏 己
生涯学習部次長	武 田 淳
総務企画課長	蛭 谷 学 俊
総務企画課主幹	東 薫
総務企画課総務企画担当主査	高 石 康 弘

## 議事日程

### 日程第 1 会議録署名委員の指名

### 日程第 2 議案審議

議案第 1 号 石狩市教育委員会委員長の選挙について

議案第 2 号 石狩市教育委員会委員長職務代理者の指定について

### 日程第 3 その他

---

## 開会宣告

(徳田委員長) 只今から、平成 26 年度教育委員会会議 10 月臨時会を開会します。

## 日程第 1 会議録署名委員の指名

(徳田委員長) 日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、門馬委員にお願いします。

## 日程第 2 議案審議

(徳田委員長) 日程第 2 議案審議を議題とします。

## 議案第 1 号 石狩市教育委員会委員長の選挙について

(徳田委員長) 議案第 1 号 石狩市教育委員会委員長の選挙について、提案願います。

(鎌田教育長) 議案第 1 号 石狩市教育委員会委員長の選挙についてですが、現委員長の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条及び、石狩市教育委員会会議規則第 5 条の規定に基づき議決を求めるものです。

詳細については、担当から説明いたします。

(蛭谷課長) 議案第 1 号 石狩市教育委員会委員長の選挙について説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 2 項により、教育委員長の任期は 1 年と定められており、現在の委員長の任期につきましては、平成 26 年 10 月 6 日で満了となりますことから、同条第 1 項に基づき、教育委員会委員長の選挙を行うものです。

委員長の選挙については、石狩市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、「指名推薦の方法によって行う」こととなっております。

以上、説明申し上げます。よろしく願いいたします。

(徳田委員長) 只今、提案説明のありました議案第 1 号 石狩市教育委員会委員長の選挙につきまして、石狩市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項において「委員長の選挙は、指名推薦の方法によって行う」とありますが、この方法により行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

(徳田委員長) ご異議なしと認め、委員長の選挙は、指名推薦の方法によって行うこととします。

それでは、推薦をお願いいたします。

(門馬委員) 徳田委員長の再任がよろしいと思います。

(徳田委員長) 只今、門馬委員から、現委員長を再任との推薦がありました、他にありませんか。

(なし)

(徳田委員長) 委員長の指名推薦が1名ですので、現委員長を再任とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

(徳田委員長) ご異議なしと認め、現委員長を委員長当選人とします。

任期は、平成26年10月7日から1年間とします。

## 議案第2号 石狩市教育委員会委員長の選挙について

(徳田委員長) 議案第2号 石狩市教育委員会委員長職務代理者の指定について提案願います。

(鎌田教育長) 議案第2号 石狩市教育委員会委員長職務代理者の指定についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条及び、石狩市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき議決を求めるものです。

詳細については、担当から説明いたします。

(蛭谷課長) 議案第2号 石狩市教育委員会委員長職務代理者の指定について説明申し上げます。

教育委員会委員長の職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項にあらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うものとされ、その指定に当たっては、石狩市教育委員会会議規則第6条第2項で準用する同規則第5条第2項の規定により、委員長の選挙と同様に「指名推薦

の方法によって行う」こととなっております。

以上、説明申し上げました。よろしく願いいたします。

(徳田委員長) 只今、提案説明のありました議案第2号 石狩市教育委員会委員長職務代理者の指定について、につきましては、石狩市教育委員会会議規則第6条第2項により、委員長の選挙同様、「指名推薦の方法によって行う」とありますが、この方法により行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

(徳田委員長) ご異議なしと認め、委員長職務代理者の指定については、指名推薦の方法によって行うこととします。

それでは、推薦をお願いいたします。

(松尾委員) 委員長職務代理者に門馬委員を推薦します。

(徳田委員長) 只今、松尾委員から、門馬委員を委員長職務代理者にとの指名推薦がありました。他にありませんか。

(なし)

(徳田委員長) 指名推薦が1名ですので、門馬委員を委員長職務代理者とする事にご異議ございませんか。

(異議なし)

(徳田委員長) ご異議なしと認め、門馬委員を委員長職務代理者に指定します。

(徳田委員長) 以上をもって、10月臨時会の案件は全て終了いたしました。

以上で、平成26年度教育委員会会議10月臨時会を閉会いたします。

閉会 15時10分

## 会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 26 年 10 月 31 日

委員長 徳田 昌生

署名委員 門馬 富士子